

## 第1回羽幌町総合教育会議 議事録

### 1 開催日時及び場所

- (1) 日 時 平成27年9月28日(月) 16時30分から17時15分まで
- (2) 場 所 羽幌町役場2階 幹部会議室

### 2 出席者及び欠席者の氏名

#### 【委員】

#### (1) 出席者

羽幌町	町長	駒 井 久 晃
羽幌町教育委員会	教育委員長	森 弘 子
〃	委員長職務代理	松 田 肇
〃	教育委員	佐 藤 善 昭
〃	教育委員	米 谷 日登美

#### (2) 欠席者

なし

#### 【関係職員出席者】

羽幌町教育委員会	学校管理課長	春日井 征 輝
〃	〃 総務係長	杉 野 浩
〃	社会教育課長	湊 正 子
羽幌町	地域振興課長	酒 井 峰 高

### 3 傍聴者

なし

### 4 議題

#### (1) 報告事項

- ① 地方教育の組織及び運営に関する法律の一部改正について

#### (2) 協議事項

- ① 羽幌町総合教育会議運営要綱(案)について
- ② 羽幌町の教育に関する大綱(案)について

#### (3) 意見交換

### 5 会議の内容

別紙のとおり

## 【会議の内容】

### 1 開会（酒井地域振興課長）

省略

### 2 町長挨拶（駒井町長）

省略

### 3 教育委員長挨拶（森教育委員長）

省略

### 4 出席者の紹介（酒井地域振興課長）

省略

### 5 報告事項

#### (1) 地方教育の組織及び運営に関する法律の一部改正について（春日井学校管理課長）

改正の概要について、資料1に基づき下記のとおり説明

（発言要旨）

今回の改正の概要は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、敏速な危機管理体制の構築、町長との連携強化を図ることが目的で、4つの変更点がある。

1点目は、教育委員長と教育長の一本化した「新教育長」の設置。新教育長は、議会の同意を得て町長が任命。任期は3年であるが、経過措置として、在職中の教育長は、教育委員会委員の任期中に限り従前の例によることとされており、任期が満了した時点で改正後の制度に移行する。

2点目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。新制度では、教育長へ委任された事務の管理及び執行状況を報告する義務が規定され、会議の透明性を図るために原則、会議の議事録を作成、公表することとなった。

3点目は、すべての地方公共団体への「総合教育会議」の設置。今回の会議がそのものである。町長と教育委員により構成され、教育行政の大綱の策定、教育条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒の生命や身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策などを協議、調整する会議である。

4点目は、町長による教育に関する大綱の策定。この大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針であり、本会議で協議、調整の上、町長が決定するものである。

## 【質問等】

なし。

## 6 協議事項

### (1) 羽幌町総合教育会議運営要綱（案）について（春日井学校管理課長）

本会議の運営に係る必要事項として、地方教育の組織及び運営に関する法律第1条で規定するもののほか、細目を運営要綱として規定するため、資料2に基づき内容を説明

（発言要旨）

本要綱は、趣旨、招集の通知、意見の聴取、副町長等の出席、会議の公開、議事録の記載事項、庶務、その他の8条で構成。なお、第5条にある傍聴人に係る遵守事項等は、羽幌町教育委員会傍聴規則を準用する。

【質疑等】

なし。

◎原案のとおり了承される。今後、内部手続きを経て、正式制定とする。

### (2) 羽幌町の教育に関する大綱（案）について（春日井学校管理課長）

制度改正の概要で説明した大綱の策定は、地域住民の意向をより一層反映させることを前提に、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策の策定が求められているものではない。また、その期間も法律上の定めはないが、地方公共団体の長の任期が4年、また、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であるため、4～5年が想定されている。本町では、住民アンケートによる意向把握、住民委員会の参画により平成24年3月に策定された「第6次羽幌町総合振興計画」が、平成24年度から平成33年度までのまちづくりを推進するための指針とされ、教育も含めた基本構想、基本計画が盛り込まれている。また、計画期間も平成33年度までであり、7年後には改訂されることを考えると、本計画の教育に係る記載事項が大綱にふさわしい内容と考えるため、当該事項を大綱としたい。なお、公表は、別紙イメージにより本町ホームページで行う。

【質疑等】

なし。

◎原案のとおり了承される。10月1日までに策定、公表手続きを行う。

## 7 意見交換

教育委員会学校管理課から、北海道羽幌高等学校への支援について情報提供がなされ、本件に対し意見交換を行った。

## 8 閉会（酒井地域振興課長）

省略